

尾道市出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民を主たる構成員とする団体（以下「団体」という。）が主催する集会などに、当該団体からの求めに応じて、市職員等が講師として出向き、市政に関する説明や専門知識を活かした講習等を行う出前講座（以下「出前講座」という。）を開催することにより、市民等の学習機会の拡充と市政に関する理解を深め、協働のまちづくりへの参画意識を高めることを目的とする。

2 この要綱は、出前講座に関し、他に特別の定めがある場合は適用しない。

(対象団体)

第2条 出前講座を受講することができる団体は、市内に在住、在勤又は在学するおおむね10人以上の者で構成された団体（以下「申込団体」という。）とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、出前講座に関する事務の所管課（以下「所管課」という。）が年度ごとに定め、市民の要望に応じて実施するものとする。

2 教育委員会教育総務部生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）は、前項の出前講座の内容を取りまとめて公表するものとする。

3 第1項に定める内容は、年度の途中であっても所管課で必要に応じて見直しをすることができる。ただし、見直した内容は生涯学習課に報告するとともに、生涯学習課は、その内容を公表するものとする。

(講師)

第4条 出前講座の講師（以下「講師」という。）は、市の職員その他市長が必要と認めた者とする。

(開催日時及び場所)

第5条 出前講座は、講師の勤務日の午前9時から午後5時までとし、連続した2時間以内を限度として開催するものとする。ただし、市長

が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 出前講座の開催場所は市内に限るものとし、申込団体の責任においてこれを確保し、運営するものとする。

(申込み等)

第6条 申込団体は、出前講座を受講しようとする日の14日前までに、尾道市出前講座受講申込書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに実施の可否を決定し、尾道市出前講座実施（決定・却下）通知書（別記様式第2号）により申込団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により出前講座の実施を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(受講の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、出前講座の実施を却下するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の開催に係る集会等が専ら批判、苦情又は陳情の申出、個別相談等を目的としたものであるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

2 市長は、第7条の規定により出前講座の実施を決定した場合において、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、又は実施中の出前講座を中止することができる。

(変更等の届出)

第9条 第7条の規定により出前講座の実施の決定を受けた団体（以下「受講決定団体」という。）は、開催の日時、場所その他申請事項に変更があったとき又は出前講座の受講を取り消そうとするときは、直ちに尾道市出前講座受講（変更・取消）承認届出書（別記様式第3号）を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(受講日の変更等)

第10条 市長は、不測の事態の発生により、講師を派遣することが困難になったときは、受講決定団体と協議の上、受講する日などを変更し、又は決定を取り消すことができる。

(変更等決定通知)

第11条 市長は前2条の規定により出前講座の受講を変更し、又は取り消すことを決定したときは、尾道市出前講座受講（変更・取消）承認通知書（別記様式第4号）により、速やかに受講決定団体に通知するものとする。

(費用負担)

第12条 出前講座に係る講師料は、無料とする。ただし、市職員以外の者が講師となる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる出前講座の受講に要する経費は、受講決定団体の負担とする。

(1) 施設借上料（備品などの使用料を含む。）

(2) 原材料等を使用する場合の当該原材料等の購入費

(3) 使用する資料が有償の場合の資料代

3 市長は、出前講座の受講の変更又は取消しの決定を行った場合において、これにより受講決定団体が前項の費用負担などの損害を受けても、一切の責めを負わないものとする。

(結果報告)

第13条 受講決定団体は、受講後速やかに尾道市出前講座受講報告書(別記様式第5号)を作成し、市長に提出するものとする。

(庶務)

第14条 出前講座の庶務は、生涯学習課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。